

平成16年(行ウ)第217、250、251号

原告 外2名

被告 西東京市

準備書面(6)

2005年(平成17年)9月26日

東京地方裁判所 民事第38部 合議A1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 増田 利昭

同 弁護士 関口 正人

同 弁護士 鈴木 雅人

同 弁護士 佐渡島 啓

同 弁護士 結城 大輔

同 弁護士 富田 千鶴

第1 請求の趣旨の変更

- 1 請求の趣旨を「被告が2002年(平成14年)8月5日付けでした各原告の住民票コードを選択し、これを住民票に記載した処分を取り消せ。」と変更する。
- 2 処分の根拠条文は、住基法附則第3条である。

なお、上記主張は、被告の「同年8月5日に記載をした」との主張を前提とするものである。

第2 処分の特定

1 根拠条文の訂正

2005年(平成17年)6月20日付け準備書面(3)において、処分の根拠条文を住基法第30の2第1項としたのは誤りであるので、上記のとおり訂正する。

2 訴えの変更ではない

本件提訴後の経過から明らかなように、原告らが請求の趣旨を上記第1のように特定したことは、請求の趣旨の中心的内容をなす取消請求の対象となる処分を具体的にどの事実とするか、その場合、当該処分の根拠条文を何に求めるかが一義的に確定しなかったことによるものであり、訴えの変更には当たらない。

以上